令和６年度岩手県中学校総合体育大会　写真事業者の選手撮影許可要項

岩手県中学校体育連盟

１　目　的

　　　令和６年度岩手県中学校総合体育大会の写真撮影（含ビデオ撮影）については、以下の理由により本連盟から許可を得た写真事業者に限って撮影を許可するものである。

（１）「個人情報・肖像権」保護の立場から、大会主催者として身元の確かな写真事業者（事業実

績、撮影方法、販売方法等）を選択する必要がある。

（２）大会会場で当日撮影許可を取ろうとする写真事業者と大会運営する本部との混乱を避ける。

（３）大会運営に支障をきたすようなマナーの悪い写真事業者、不特定多数へ販売したりする写真

事業者、いかがわしい写真（盗撮）を撮影したりする者などを排除する。

２　対　象

　　写真販売を行う事業者

※卒業アルバム用の写真を撮影する事業者・保護者は除く

３　写真撮影事業の手順

【事　前】

（１）本連盟競技専門部（以下「競技専門部」という）へ大会開催２週間前までに、写真撮影許可申請書（別紙）を提出する。

（２）競技専門部から撮影許可証の写しをＦＡＸで受け取る。（概ね１週間前）

（３）大会前に競技専門部と連絡を取り、会場での撮影方法、販売方法等について確認する。

【当　日】

（１）大会当日、大会本部（競技専門部）に出向き、撮影許可証を受け取るとともに、撮影に関しての最終打合せを行う。

（２）撮影許可証を身に着けて事業に従事する。

（３）事業終了後の報告を競技専門部に行う。

　※卒業アルバム用の写真を撮影する事業者については、大会当日、大会本部（競技専門部）に出向き、撮影に関しての打合せを行うとともに、貸し出される撮影許可証を身に着けて事業に従事すること。

※保護者の写真撮影については、各競技専門部の指示に従うこと。

４　申請書類

　（１）申 請 書 競技専門部から受け取る。

（２）添付書類

　　　ア　会社概要　　イ　個人情報保護方針　　ウ　撮影計画（方法・人員等）　エ　販売方法

５　写真事業者の義務

　（１）利用目的の特定

　（２）安全管理に関する措置

　（３）従業員・委託先の管理監督

　（４）第三者への提供制限

　（５）本人からの開示要求への対応

　（６）苦情処理

６　大会への協賛

　（１）写真事業者は、大会の目的を理解し、大会への協賛をすること。

　（２）協賛金額については、1種目、１口10、000円以上とし、協賛金については種目毎に岩手県中学校体育連盟各競技専門部へ納付すること。（振込先については、許可通知時にお知らせ）

７　その他

　　インターネットを利用しての写真販売は禁止とする。（ＩＤ・パスワードを設定しての販売であっても不許可とする）

　　　　　　令和　　年　　月　　日

岩手県中学校体育連盟会長　様

　　　　 申請者 住所

|  |
| --- |
|  |

　　　　 会社名

|  |
| --- |
|  |

　　　　 責任者氏名 　　印

|  |
| --- |
|  |

℡　　　　　　　　　　　Fax

|  |
| --- |
|  |

**令和６年度岩手県中学校総合体育大会**

**写真撮影許可申請書**

岩手県中学校総合体育大会に協賛する　　　　　　　　　　　は　参加生徒の写真撮影をしたく、写真撮影許可について申請します。

記

１　期　　間　 　令和　　年　　月　　日 ～ 令和　 年　　月　　日

２ 競技種目・会場・時間・撮影者人数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 競技種目 | 会　　　場 | 日　時 | 撮影者人数 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

３　添付書類

ア　会社概要　　　　イ　個人情報保護方針　　　　ウ　販売方法

**撮　影　許　可　証**

　　　　　　　　　　　　　　様

岩手県中学校体育連盟 会長　照　井　大　道

貴社へ岩手県中学校総合体育大会の生徒写真撮影を許可します。

　但し撮影・販売にあたって、令和６年度岩手県中学校総合体育大会写真事業者の選手撮影許可要項に従わないことや、個人情報の保護に関する法律の違反、個人のプライバシーの侵害等発覚した場合は許可を取り消し、その責任はすべて貴社がとるものとします。

また、大会運営等に支障を来す場合も許可を取り消します。